

鎌ヶ谷市各部の組織目標

総務企画部の組織目標

1 前期基本計画第1次実施計画の推進及び後期基本計画策定方針の策定

令和6年度から8年度を計画期間とする前期基本計画第1次実施計画（補正版）について、事務事業評価に基づき、施策の状態指標及び成果指標の進行管理、令和7年度当初予算の方向性を決定する。

また、前期基本計画の実績や課題等を整理し、令和9年度からの後期基本計画の策定に向け、策定スケジュール等の骨子、後期基本計画策定方針の策定等を行う。

2 行財政改革への不断の取り組み及びデジタル化の推進

将来にわたって持続可能な効率的で効果的な行財政運営を推進するため、財政調整基金残高や経常収支比率、健全化判断比率といった数値目標の達成に向け行財政改革に取り組む。改革の柱の一つである事務のデジタル化・効率化を全庁的に推進するためDXに関する方針を定め、情報システムの標準化、オンライン業務等を推進すると共に、デジタル人材の育成や組織力の向上を図るため、人材育成基本方針を改訂する。

3 市の魅力発信力の強化

広報かまがやの全ページカラー化や市ホームページ、デジタルサイネージ、市公式SNSを積極的に活用し、市民へ確実に市政情報を届ける。

また、市の認知度向上及び市内外の市民交流人口の増加を図るため、魅力発信アドバイザーによる魅力発信、市PRデザイン名刺の作成、インスタグラム等のSNSによる情報発信などを通じて市内外の方へ市の魅力をPRする。

4 脱炭素化に向けた適正な庁舎管理

再生可能エネルギー電力の使用や市庁舎LED照明の改修工事を行い、脱炭素化を推進する。将来的なEV車導入のための課題整理を行うと共に、市庁舎の利便性向上のため、新たな駐車場を整備する。

また、ペーパーレス会議システムの試行や電子決裁システム導入について研究し、印刷物の削減に取り組む。

5 税の適正・公正な賦課と徴収

税の適正な賦課と納税の公平性の維持及び自主財源を確保するため、正確な課税客体の把握による適切な賦課・徴収・滞納整理を行う。徴収率の目標を、現年度分99.09%以上とし、滞納繰越分を含めた全体の徴収率を97.86%以上とする。Web口座振替受付サービスを推進すると共に令和6年4月から市県民税特別徴収及び法人市民税の再発行納付書、督促状及び催告書に地方税統一二次元コードを導入し、更なる市民サービスの拡充を図る。

1 防災対策・危機管理の強化、自主防災組織の活性化と防犯対策の強化

首都直下型地震等に備え、地域防災計画に基づき各避難所に整備を完了した防災備蓄品については、「防災備蓄品更新計画」に基づき、整備を続け、現状に即した備蓄品の整備、各種災害協定の締結など、良好な生活環境の確保に向け、更に充実させていくとともに、防災対策全体のデジタル化に向けた取り組みを推進していく。

また、近隣市や関係機関、海上自衛隊下総航空基地、陸上自衛隊松戸駐屯地との連携の強化、地域防災リーダー研修の実施、防災体制強化研修の実施などにより、市内全域の防災力の向上を図る。

さらに避難所については、再生可能エネルギー活用の取り組みである公共施設の屋根に太陽光発電システムを設置していくとともに、避難所運営への参画を踏まえ、自主防災組織に対しては、自助、共助の重要性や訓練の大切さなど、防災講話・訓練などを通じて、助言を行い、引き続き、防災資器材の交付・防災意識の高揚・団体の活性化・組織数増加に向け取り組んでいく。

次に、犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指し、電話 d e 詐欺（特殊詐欺）対策については、被害根絶に向けて、電話 de 詐欺対策機器の配付を行うとともに、今後も引き続き、警察、防犯協会と連携し、あらゆる機会を捉えて啓発活動を行う。さらに、令和 5 年 4 月に施行した「犯罪被害者等支援条例」について、見舞金の支給等により、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図る。（総合基本計画重点プロジェクト・重点施策）

2 観光振興の推進及び、北海道日本ハムファイターズとの連携推進

「第 2 期鎌ヶ谷市観光ビジョン」に基づき、重点アクションを主軸に北海道日本ハムファイターズとの連携強化や文化財の PR など、未来像の実現に向けたアクションを実施する。

また市内外から多くの来場者がある鎌ヶ谷市民まつりについては、第 50 回の記念大会となることから、相応しいイベントを開催できるよう、イベント内容や実施体制を構築する。

次に北海道日本ハムファイターズとの連携については、今年度は、エスコンフィールド HOKKAIDO で冠試合である「鎌ヶ谷デー」を実施し、試合を通じて、本市の魅力や、梨・ふるさと産品等の知名度向上やブランドの確立等を行うための啓発活動を行い、産業振興の推進及び交流人口の増加を図るほか、茨城県開催のファームの試合でも市の PR ブースを出展する。（総合基本計画重点プロジェクト・重点施策）

3 ごみ共同処理に関する協議

柏市とのごみの共同処理について、令和 4 年 11 月に協議開始の前提となる合意事項について取りまとめた「確認書」に基づき、今後の本市のごみ処理について安定的な体制が維持できるよう、共同処理の解消を含めた協議の円滑な進捗を図る。

4 協働・男女共同参画の推進

「鎌ヶ谷市協働のためのアクションプラン 22」に基づき、協働の担い手となる多様な主体の連携強化、市民公益活動に気軽に参加できる仕組みづくり、市民公益活動団体（自治会含め）の強化支援及び、行政が協働に向けて取り組める体制の強化を目指した各施策を実施する。

また「第 3 次鎌ヶ谷市男女共同参画計画」に基づき、人権尊重と男女共同参画に向けた意識づくり、誰もが自らの意思によりあらゆる分野に参画できる環境づくり、誰もが安全・安心に暮らせる社会づくりを目指した各施策を実施するほか、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の令和 7 年 4 月の制定に向けた準備を実施し、庁内で組織する「男女共同参画推進会議」、外部有識者などで構成する「男女共同参画推進懇話会」と連携しながら、総合的に男女共同参画の推進を図る。（総合基本計画重点プロジェクト推進のための土台となる取組み）

5 住民記録システム・印鑑登録システム及び戸籍システムの標準化と窓口業務の適正な管理運営

各システムを令和 7 年度までに国の定める全国共通仕様に基づいた標準準拠システムに移行するため、システムの標準化を進める。行政手続きにおけるデジタル化の更なる推進やマイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスの推進、ICT を活用した窓口業務の改善、システムの維持経費などコスト削減を図り住民サービスの向上に向けた環境整備を行う。また、右京塚連絡所の閉鎖に伴う日曜開庁では、運用開始後に生じる課題について検証し、適宜業務の見直しを行うことで、市民サービスの向上と事務の効率化を図る。

1 保健・医療の充実（健康づくりの推進等）

「第3次いきいきプラン・健康かまがや 21（健康増進・食育推進）」に基づき、栄養・食生活、身体活動、心の健康づくり、歯と口の健康づくり、疾病の予防等を推進する。関係機関等と連携を図りながら、がん検診、予防接種、医療提供体制を構築し、新型コロナワクチン接種は、65歳以上の高齢者等が秋冬に1回接種できる体制を迅速に整備する。

新たな事業となる「がん患者アピアランスケア支援事業」及び「若年がん患者在宅療養支援事業」は、対象者への周知徹底を図り、遅滞なく実施する。

2 地域福祉の推進及び生活保護と自立生活の支援

「第4期地域福祉計画」に基づき、地域住民、社会福祉事業者及び活動団体が相互に協力し、地域で支えあいながら、日常生活をはじめ、社会、経済、文化などの分野に参加機会を提供する。そのため、地域福祉計画策定・推進委員会をはじめ、日頃から各種団体のご意見や活動を注視し、その活動を市内全域に広げる。地域福祉等の拠点となる総合福祉保健センターの環境改善、分館の整備を計画的に行う。

生活保護受給者や生活困窮者の安定かつ自立した生活を実現するため、支援を担うケースワークの人材育成を図り、相談窓口体制の強化を図る。

特に、子どもの貧困対策となる学習支援の充実を図るとともに、定額減税しきれない所得水準の方への給付体制の構築、火災や水害などの災害があった方への支援の在り方の見直しを図る。

3 高齢者福祉の推進及び介護保険事業の適正な運営

「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、住み慣れた地域で支えあい安心していきいきと暮らせるまちを目指して、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「活力ある高齢者の活動支援」「高齢者が安心して暮らせる環境整備」「介護保険事業の適正な運営」を図ります。

令和4年10月に高齢者支援課内に開設した「基幹型地域包括支援センター」の運営状況の検証や人材育成などを行うとともに、認知症基本法に基づく基本計画や令和8年度に地域包括支援センターを1か所増設するため検証を進める。

特に、高齢者の見守り体制の強化、認知症対策、買い物難民対策、社会福祉センターの利活用に関するシルバー人材センターとの連携強化を図るとともに、中央在宅介護支援センターの廃止手続きを遅滞なく進める。

4 障がい者（児）福祉の推進

「第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある人もない人も、お互いを尊重し支え合う共生のまちを目指すため、相談支援体制や福祉サービス、地域生活支援拠点等の機能の充実、生活・労働・社会活動の場の確保、障がいへの理解の促進、権利擁護等について、関係機関と連携して取り組む。

特に、新たな事業として、日常生活用具給付費に非常用発電機購入が追加されるとともに、障害者支援区分調査の委託化、障害福祉システムのベンダー見直しや国の標準化などについて、計画的に進める。

5 子育て環境及び保育サービス等の充実

令和7年度から開始する第3期子ども・子育て支援事業計画について、令和5年度に実施したニーズ調査に基づき、子ども・子育て会議に諮るとともに、庁議に付議して計画的に策定する。策定にあたっては、令和5年12月に閣議決定した「こども大綱」を踏まえるとともに、新鎌ヶ谷周辺地区などの開発などを踏まえて、教育・保育の量の見込みを再算定したうえで、その結果などを踏まえて、提供体制を決定する。

特に、新たな事業として、令和5年度に決定した民間保育施設整備事業者が整備する施設の進行管理（令和7年4月開館、90名定員）、産婦健康診査、1か月児健診、産後ケア事業の訪問型の実施などを遅滞なく実施する。

また、道野辺小学校放課後児童クラブ増設に向けた検討、西部小学校放課後児童クラブの改修内容の検討、家庭児童相談システムのリニューアル、公立保育園のICT化、こども誰でも通園制度の導入検証、児童手当及び児童扶養手当の制度改正、東部児童センターの本格運営、こども家庭センターの設置について検討する。

1 魅力ある都市機能の充実

都市計画マスタープランに基づき、市街化調整区域における土地利用の基本的な方針を整理し、市街化区域編入や地区計画制度の活用等により都市的土地利用を推進する地域を検討する「市街化調整区域の土地利用方針検討業務委託」を実施する。

新鎌ヶ谷駅周辺地区は、駅南側の東京10号線延伸新線跡地の県企業局所有地2か所について、駅前に相応しい土地活用が図られるよう県から土地を取得し、公募型プロポーザル方式で事業者を決定する。

市民の身近な公共交通であるコミュニティバスききょう号は、コミュニティバス運営検討委員会を開催し、令和8年度からの運行計画を策定するとともに、鎌ヶ谷駅前停留所の上屋及びベンチを設置する。

2 安全に利用できる道路環境の充実

新鎌ヶ谷西側地区の都市計画道路、主要市道、通学路、交差点などの用地取得や工事を引き続き実施する。特に、新鎌ヶ谷地区と北初富地区を結ぶ（仮称）緑道は、自転車歩行者専用道路の整備工事を行う。

また、人に優しい交通環境の整備を図るため、交通安全施設の整備・更新を引き続き行い、交通安全の啓発について関係機関と連携して取り組む。令和5年4月に施行された改正道路交通法により、自転車用のヘルメット着用が努力義務となり普及促進を図るため、啓発活動やヘルメット購入費用の助成を継続して実施する。

北千葉道路は、全線の早期開通の実現に向けて、国、県、沿線市と連携して要望活動や講演会等を実施する。

千葉県事業の栗野バイパスや船橋我孫子バイパス線をはじめ、初富交差点、鎌ヶ谷大仏交差点についても引き続き県との連携により整備促進を図る。

3 安全安心に生活できる治水対策の推進

準用河川二和川整備事業では、道野辺・馬込沢地区において、バイパス工事、河川拡幅区間の用地取得及び下流に対する放流制限解除の準備工事を行い、一級河川大柏川との合流部整備に向けた詳細設計委託を行う。

また、浸水被害軽減のための排水施設整備に向けて、東道野辺三丁目地区では、予備設計や測量設計等を行い、東道野辺七丁目地区では、浸透貯留槽整備工事を行う。

大津川流域では、串崎新田地区の浸水被害を軽減するため、串崎新田貯留地整備工事を行う。

千葉県が実施する大柏川第二調節池では早期整備を図るため、県と連携して用地取得や工事に取り組むとともに、上部利用（通学路の活用等）について引き続き協議を行う。

4 緑に包まれた快適な公園・緑地空間の創出

市制記念公園では、主に未就学児が楽しめる環境の拡充と賑わいの創出を図る「水遊び場」を開設する。

鎌ヶ谷一丁目ふれあいの森公園は、前年度の本体工事に引き続き、整備付帯工事を実施し竣工するとともに、丸山三丁目ふれあいの森公園の整備工事を実施する。

新鎌ヶ谷地区と北初富地区を結ぶ（仮称）緑道整備事業は、前年度に策定した基本構想に基づき、基本設計及び実施設計を実施する。

5 良好な居住環境の確保

住宅政策では、前年度に策定した「空家等対策計画」、「市営住宅等長寿命化計画」、「マンション管理適正化推進計画」を着実に運用するとともに、今年度は空家等リフォーム推進事業を新設する。

公共下水道については、公営企業会計として持続可能な経営運営を行うとともに、引き続き普及促進を進め令和6年度末で普及率約72.6%を目指す。また、上位計画の変更に伴う千葉県の印旛沼及び江戸川左岸流域下水道の計画変更にあわせ、本市下水道計画の印旛沼及び江戸川左岸の事業計画及び事業認可の変更を行う。

生涯学習部の組織目標

1 主体的に関わり、学び合い、高め合う教育の充実

指導訪問を通し「学び合い高め合う授業」のあり方や学習指導要領に対応する授業改善について充実を図るとともに、「令和の日本型学校教育」を充実させるための一つの方法として、デジタル教材を活用して児童生徒によりきめ細かな対応を図っていく。

市内小中学校「いじめゼロ」を目指し、生徒指導の充実、道徳教育の推進、研修会などを行うとともに、「鎌ヶ谷市いじめ対策基本方針」をもとに、未然防止、早期発見、早期解決を図る。対応すべき事案が発生した場合は、学校とともに組織として迅速に対応する。

全中学校に設置済みの不登校を支援する教室や、全ての児童生徒に対して「ふれあい談話室」「家庭訪問担当相談員」「スクールソーシャルワーカー」を有効に活用するなど、児童生徒が楽しく過ごせる環境づくりに努める。

2 学校における働き方改革の推進

「働き方改革推進プラン」の取組みを進めるため、各専門部会からの検証、意見を踏まえ、さらなる取組みを推進する。教職員の業務改善のための取組みとしてICTを有効に活用し、業務の時間縮減を図る。

中学校の部活動については、部活動の段階的な地域移行について協議するために設置した「鎌ヶ谷市部活動地域移行協議会」で地域移行の方向性等の協議を行い、各中学校1部活以上の土日の移行に取り組む。

学校徴収金の公会計化については、全小学校を対象に実施しているが、これまでの公会計事務運用状況を精査・検証し、令和7年度から全ての学校で公会計化を実施できるよう対応方針を定める。

3 安全で安心な教育環境の整備

前期基本計画第1次実施計画（補正版）に基づき、小中学校の体育館空調設備工事、LED照明改修工事、校舎外壁・屋上防水工事、受変電設備工事等の事業を遅滞なく遂行する。特に令和6年度から実施する体育館への空調設備設置工事にあたっては、問題点等を把握し、全ての体育館への設置工事に活用できるようにする。

登下校時における児童生徒の安全を確保するため、「第4次通学路安全対策推進行動計画」に基づき、関係部門と連携して安全確保施策を実施する。また、合同点検により関係者で危険の内容を共有したうえで対策を検討し、通学路の交通安全対策を効果的かつ継続的に実施する。

安全安心でおいしい給食を学校提供する。学校給食費については、経済的負担の軽減を図るため、保護者負担分の公費補填、第3子以降減免制度を継続して行うとともに、令和6年度から実施する小学校1年生の学校給食費無償化の新規事業を滞りなく実施する。

4 豊かな心と生きがいを実感できる生涯学習の推進

生涯学習の拠点となる生涯学習施設の整備を計画的に行っていく。図書館の外壁及び防水改修工事と駐車場用地の整備を進めていく。また、蔵書保管場所の増設のため、書庫整備の設計を実施する。このほか、公民館におけるトイレの洋式化を進めるなど生涯学習施設の環境整備を行っていく。

かまがやまなびい大学は、新たなメニューを視野に入れるとともに、主にシニア世代を対象としたスマートフォン講座など、市民のニーズを捉えた学習機会の提供に努めていく。

5 生涯スポーツ及び文化・芸術の振興、施設の整備

災害時の避難施設でもある市民体育館の空調設備設置工事及びLED照明改修工事等を実施する。なお、市民体育館の改修工事等の実施にあたっては、関係団体等との調整、施設利用者への周知など遺漏のないよう進めていく。その他、計画以外のスポーツ施設の修繕等については、緊急性、安全性の確保などの観点から優先度を見極め実施する。

スポーツ振興を目的とした北海道日本ハムファイターズとの連携事業（トレーニングデー、野球教室など）を積極的に展開していく。

令和5年度に策定した「国登録有形文化財澁谷家住宅保存活用計画」の文化庁認定の手続きを進め、本計画に基づき、建物と敷地の整備工事を進めるための基本設計を実施する。また、鎌ヶ谷市文化財保存活用地域計画に基づき、計画に掲げた事業の実施及び進行管理を行う。

1 消防活動能力の強化及び消防職員の服務と倫理の徹底

近年、発生が危ぶまれている首都直下地震などの大規模災害や、複雑多様化する災害に対し、迅速的確な対応と被害を最小限に止める体制を整えるとともに、部隊活動や連携活動の向上に繋がる計画的な訓練と、専門的な知識と技術の習得を図るための研修派遣を充実させ、消防活動能力の強化を図る。

また、これまで継続的に取り組んでいる服務と倫理の徹底について、消防職員全員で取り組み風通しの良い職場風土を醸成する。

2 消防庁舎及び消防用車両の整備

中央消防署及び鎌ヶ谷消防署の感染防止対策の強化と機能拡充を図るため、庁舎改修事業を計画的に進め、災害活動拠点としての機能を確保する。

また、車両更新計画に基づき中央消防署の救急車を更新するとともに、増加傾向にある救急需要に対応するため、新たに救急自動車を増車し、救急活動体制の強化を図る。

3 火災予防対策の推進

誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、火災の被害軽減に有効な住宅用火災警報器、震災時の電気火災防止に有効な感震ブレーカーの設置普及について、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブなどの消防関係機関と連携し市民への普及啓発を図る。

また、防火対象物や危険物施設の安全性を維持するため、定期的な立ち入り検査や防火指導を行い、防火安全体制の徹底を図ることにより火災予防を推進する。

4 救命体制の強化

令和3年度から令和7年度の5か年で実施する公共施設のAED屋外設置事業を推進し、誰もが時間の制限を受けることなくAEDを使用できる環境を整備する。

また、市民や事業所に救命講習の重要性の認識と受講を広く呼びかけ、いざという時には、バイスタンダーによる迅速な応急処置が施され、救命率の向上に繋がるよう救命体制の強化を図る。

5 消防団の活性化及び活動能力の向上

消防団が担う地域防災の重要性について、市民に広く理解を得られるよう、消防団の活動状況や訓練の取り組み等について周知し、消防団員の加入促進と活性化を図る。

また、消防団の活動能力を向上させるため、災害対策用資機材を整備するとともに、計画的な訓練と研修等の取り組みにより消防団の育成強化を図る。